施設等利用給付認定 終了届

							(甲請者)			
							氏名	<u>.</u> :			
										(本人自	署のみ有効)
					住所: <u>吹田市</u>						
							電話番号	를 :	-	-	•
1	保護者	が記入	、し 、 施	設に提	出して下さい。						
7	ただし	、やき	を得な	い事情	により保護者が作成	できない場合は	は、施設に	よる作品	成も可とし	ます。(申	請者は施
i	設長名	として	下さい	1)							
	児		童	名			児童生年	. .	年	П	
	九		里	-			パ里土・	+/10	+	月	В
	利	用	施設	2 名							
	- 13	, , ,									
	認	定	×	分	新 1号認定	• 新 2	2 号認 5	È •	新 3	号 認 定	
ĺ											
	#	請	内	容**	市外転出 • ;	途中退園 •	保育を	必要とす	る事由の	消滅	
	市	外	転	出	転出日		年	月			
					(住民票異動日)	_					
					転出先住所	〒 -					
					(海外の場合は国名)						
					転出後の利用	退園する	•	同じ園	に通い続け	† ス	
					+公田 及 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	医图 9 0				<i>,</i> 0	
	途	ф	退	園	退園日		年	月	⊟		
					NG T/4 - 7 1 T 1 T 1 T 1						
					退園後の利用施設名						
	保育	事由	の消滅	理由	例(退職等)						
		と消	滅日		理由:		消滅日		年	月	\Box
*	市外転	出に伴	ハ、退園	する場合	合は、市外転出と途中は	艮園の両方に〇を	をつけてく	ださい。			
*	施設等	利用費	さ、吹田	計で認	定を受けている期間が終	給付対象です。市	も かいまり かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	場合、吹	田市での認知	定期間は原見	則として、
	住民票	の異動し	日の前日]までと	なります。住民票が異動	動する前に退園で	された場合	、認定は	退園日までは	となります。	
*	引き続	き同一の	の施設を	・利用す	る場合でも、住民票のな	ある市町村が変勢	更となる場	合は、転	出先の市町	村へ <u>事前に</u>	施設等利用
	給付の	認定申記	請をする	3必要が	あります。						
*	施設等	利用費	支給後に	_途中退	園・市外転出され、利用	用費の過支給が発	発生する場	合は差額:	分を返納し ⁻	ていただき	ます。
_											

年

月

 \Box

※退園日を記入してください。

施設記入欄

途中退園日